

令和 7 年 2 月 7 日（金） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6 階大会議室

令和 7 年 2 月 7 日（金曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について
- (5) 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について
- (6) 議案第 6 号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第 7 号 非農地の判断について
- (8) 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（16 名）

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 安田 美雄 君 | 2 番 河村 清孝 君 | 3 番 丹羽 英治 君 |
| 4 番 吉田 忠男 君 | 5 番 和田 ひとみ 君 | 6 番 鵜飼 秀樹 君 |
| 8 番 後藤 信一 君 | 9 番 尾口 文良 君 | 1 1 番 足立 宜穂 君 |
| 1 2 番 後藤 一夫 君 | 1 3 番 亀山 良平 君 | 1 4 番 森 種生 君 |
| 1 5 番 池田 政吉 君 | 1 6 番 長尾 始 君 | 1 7 番 山田 達史 君 |
| 1 8 番 日置 香 君 | | |

○欠席委員（3 名）

- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| 7 番 林 百恵 君 | 1 0 番 松永 佳己 君 | 1 9 番 田下 喜代 君 |
|------------|---------------|---------------|

○委員以外の出席者（4 名）

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（ あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

7番 林委員、10番 松永委員、19番 田下委員の3名ですので、ご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

5番 和田委員、9番 尾口委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めるといいます。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、下迫間公民館から北に500mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 4筆 2, 191㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農地の維持管理が困難なため、譲渡したいというもの。

譲受人は、新たに農地を取得し、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、販売用の野菜を作りたいというものになっております。

2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は、市立武儀やまゆり保育園から北東に 3 5 0 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 1 筆 1 7 0 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、農地を取得し営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜を栽培したいというものになっています。

以上、2 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2 番（河村 清孝 君）

○○さんは、現在は○○に住んでいますが、地元ということで、今まで管理はしてくれていましたが、自分ではなかなかこのまま管理していくことが難しいため、今回の申請を出されたのだと思います。取得される方が外国籍ということもあり、少し不安なところもありますが、近所ですので、管理状況をこれからも確認していき、もし何かあれば、お声がけさせてもらおうとは考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。

2 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○1 5 番（池田 政吉 君）

現地を確認したところ、雑種地のような見た目でしたので、譲受人に確認したところ、間違いなく耕作するということでしたので、問題ないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。安田委員、どうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

1番の案件ですが、申請者の方の家族構成がわかるようでしたら、教えてください。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

外国籍で、女性の方です。家族構成はご夫婦ということはわかりますが、それ以外については、分かりかねます。

○1番（安田 美雄 君）

営農計画書を見ますと、漠然としており、知人から指導を受けることや、コンビニで販売すること、トラクターを運ぶという内容ですが、面積も2100㎡ほどで、維持管理ができるかが心配ですし、コンビニで販売することも可能なのが疑問です。コンビニに勤めながら、これだけの面積を、トラクターのみでやっていけるのでしょうか。車は所有されているのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

車は所有されています。

○1番（安田 美雄 君）

農業経験はありますか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

指導を受けてやっていくということです。

○1番（安田 美雄 君）

営農計画書を、もう少し実行性のある内容にしてもらえると良いかと思います。事務局に着手届のようなもので、実際に耕作をされていることが、分かるようにできないでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

申請者の方は、外国籍で、日本国籍は取得されておられません。

永住権を取得されており、永住権があれば、農地法第3条で農地を取得することが可能です。

営農計画書の内容については、今の内容で問題がないということで受付をしております。着手届については、県から、法定書類以外のものを求めることはよろしくないということで、申請の書類が縮小している状況ですので、求めることは難しいと思われま

す。新規就農の方について、来年度に見回る方法を検討しておりますので、案がまとまりまし

たら、ご提示させていただければと考えております。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

そのほかに質疑はないでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は2ページ、位置図は3ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に300mに位置する

登記・現況地目 畑 1筆 1, 303㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（2棟10戸）でございます。

申請人は、申請地を相続で取得したが、営農が困難になったため、共同住宅を建築し家賃収入を得たいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は、長良川鉄道刃物会館前駅から南に 1 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 7 2 m²

登記地目 畑 現況地目 宅地 0 . 6 6 m² 2 筆合計 7 2 . 6 6 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅兼貸店舗（駐車場）でございます。

申請人は、申請地隣地で共同住宅兼貸店舗を所有しており、申請地を貸駐車場敷地として利用したいというものでございます。

1 月 1 5 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は、市立下有知小学校から東に 2 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 1 2 1 m²。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね 5 0 0 m 以内に 2 つの教育施設があるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

申請人は、申請地隣地に居住しており、申請地を自家用車と農耕作業用車の駐車場としたいというものでございます。

1 月 1 5 日に現地を確認したところ、駐車場として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3 件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1 番（安田 美雄 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、本日欠席されました、林委員から、特に意見は無いということ伺っております。

3番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は6ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から北に200mに位置する

登記・現況地目 田 1筆 229㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、相続により農地を取得したが、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は、国道248号線大杉交差点から南に400mに位置する

登記・現況地目 畑 1筆 329㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付売買予定地（2区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、申請地を建築条件付き宅地分譲地として販売したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は、国道248号線大杉交差点から北に100mに位置する

登記・現況地目 畑 249㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

4 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、稲口橋から南に 200 m に位置する

登記・現況地目 田 504 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、自動車販売修理業店舗でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自動車販売修理業を営んでおり、集客の見込める申請地に自動車販売店と修理工場を建築したいというものでございます。

1 月 15 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5 条 5 番と一体利用地となります。

5 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 10 ページになります。

申請地は、稲口橋から南に 200 m に位置する

登記・現況地目 田 3筆 5,937 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、自動車販売修理業店舗でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、自動車販売修理業を営んでおり、集客の見込める申請地に自動車販売店と修理工場を建築したいというものでございます。

1 月 15 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5 条 4 番と一体利用地となります。

6 番の案件

位置図は 11 ページになります。

申請地は、長良川鉄道関口駅から東に 300 m に位置する

登記地目 田 現況地目 畑 2筆 941 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、フィットネスクラブ店駐車場でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地近隣でフィットネスクラブを開店させるところ、駐車場が不足するため、

申請地を駐車場として利用したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7番の案件

議案は5から6ページになります。

位置図は12ページになります。

申請地は、関市清掃事務所から南に300mに位置する

登記・現況地目 畑 24筆 12,891㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、廃油処理業施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地で廃油処理業を営んでいるが、業務拡張に伴い、申請地に事務所、倉庫を建築し、駐車場を整備したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

8番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、市立瀬尻小学校から北に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 2筆 268㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、農家住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

9番の案件

議案は7ページ、位置図は14ページになります。

申請地は、武芸川浄化センターから東に200mに位置する

登記・現況地目 田 407㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。

使用借人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

10番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、武芸川浄化センターから東に200mに位置する

登記・現況地目 田 179㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。

使用借人は、隣地で住宅建築を計画しており、現在、田として利用されている申請地を嵩上げし、畑地にし菜園として利用したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

11番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、武芸川浄化センターから北東に500mに位置する

登記・現況地目 畑 34㎡

登記・現況地目 田 129㎡ 2筆合計 163㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、農家住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。

使用借人は、現在の住居が手狭になったため、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

12番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、千足ふれあいセンターから南西に700mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 746㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、研磨資材加工販売業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地近隣で研磨加工業を営み、駐車場敷地を借地しているが、慢性的に駐車場が不足しているため、申請地を事業所用の駐車場として利用したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性が失われており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

13番の案件

議案は8ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、市立武儀やまゆり保育園から北東に400mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 75㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、石材業作業所でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、石材業を営んでおり、申請地を石材業の事務所、倉庫として利用したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、13件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番と3番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番と5番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○5番（和田 ひとみ 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、鵜飼委員、ございますか。

○6番（鵜飼 秀樹 君）

転用の目的が、廃油処理業施設ということで、雨水などによる油の流出が懸念されましたので、申請者に対して、事務局から、油の流出の防止対策が講じられるかを確認してもらいました。もう一点が、もし流出があった場合に、あかつきの東側の圃場に、取水時に影響が及ぼすことが懸念されましたので、圃場の取水元を現地確認に行ったのですが、取水の水路が途中で地中に入ってしまい、確認ができませんでしたので、こちらも事務局に協力をしてもらい、確認をしてもらいました。

この2点について、事務局から回答をもらい、問題なしと判断しましたが、その中身について、事務局から紹介をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

まず、廃油の問題について、工場は建設されずに、事務所、倉庫、駐車場を作ることによって、廃油が出る施設はありません。

雨水、排水について、もし資材の中に油を含んだものが出た場合ですが、申請地内に調整池を設けられます。10,000㎡を超える開発のため、都市計画法に基づいた開発がされま

すので、敷地内に調整池を設ける必要があります。そこにいったん水を溜めて、その後に、尾太区画整理地の全体の調整池に、申請地から西側にありますが、溜まることになります。こちらから排水路を通して、南側に流れるということになっております。この排水路については、農業用の取水に一切使われていないと確認しております。

あかつきの東側の圃場については、農業用の水管が入っており、そちらから取水しているということです。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番から11番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

12番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

13番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○1番（安田 美雄 君）

備考欄に、農振除外について記載がありますが、経緯の説明をお願いできますか。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

令和4年度申請分について、異議申し出や県の審査などで、手続きが遅れているということは、以前、総会でもご説明させていただいたところですが、に県の採決が出て、最終決定の公告をしまして、除外の手続きが済みしましたので、その次の手続きとして、今回の農地転用の申請に進んでいるということです。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。和田委員、どうぞ。

○5番（和田 ひとみ 君）

廃油についてですが、曾代用水に入り込むことはないでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

工業用と農業用で分けられておりますし、現地を確認したところ、工業用は低くなっておりますので、取水はできないようになっております。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 条の規定による許可を要する農地の買受適格証明願についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

民事執行規則第 3 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるというものです。

申請のありました農地については、岐阜地方裁判所において、入札の公告が行われています。入札の公告されている物件に農地が含まれている場合、農地法の買受適格者である証明書が必要になります。

農振農用地など、現段階で転用できない農地については、3 条の証明となり、転用可能な農地については、3 条または、5 条で証明することになります。

それぞれの申請者が落札した場合において、農地法上、適法に取得できる適格者であるかどうかをご審議いただくことになります。

また、買受適格証明について、一切の内容が重要機密情報であることを、ご承知おき願います。

1 番の案件

議案は 9 ページ、位置図は 1 9 ページになります。

ここで訂正がございます。1 9 ページ写真帳の右下に掲載しています写真の地番が、1 5 8 6 - 2 と記載がありますが、1 5 8 2 - 2 に訂正いただきますようお願いいたします。

申請地は、関市板取事務所から南東に 5 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 435㎡

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 1,119㎡ 2筆合計 1,554㎡

買受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜を作りたいというものになっております。

2番の案件

申請地は1番の案件と同様になります。

買受人は、関市で営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用、販売用の野菜を作りたいというものになっております。

3番の案件

申請地は1番の案件と同様になります。

買受人は、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自身が経営する飲食店に提供する野菜を栽培したいというの
ものになっております。

4番の案件

位置図は20ページになります。

ここで訂正がございまして、20ページ写真帳の右下に掲載してあります写真の地番が、158
6-2と記載がありますが、1582-2に訂正いただきますようお願いいたします。

申請地は、関市板取事務所から南東に500mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 1筆 435㎡

買受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

5番の案件

申請地は4番の案件と同様になります。

買受人は、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自身が経営する会社で利用するための茶葉を栽培したいとい
うものになっております。

以上、5件について、ご審議お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第4号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 1 番は、証明することに決しました。

2 番について、原案のとおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 2 番は、証明することに決しました。

3 番について、原案のとおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 3 番は、証明することに決しました。

4 番について、原案のとおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 4 番は、証明することに決しました。

5 番について、原案のとおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 5 番は、証明することに決しました。

続いて、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 条の規定による許可を要する農地の買受適格証明願についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

民事執行規則第 3 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるといふものです。

1 番の案件

議案は 1 0 ページ、位置図は 2 1 ページになります。

申請地は、関市板取事務所から南東に 5 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 1 筆 1, 1 1 9 m²

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、キャンプ場でございます。

買受人は、家族でキャンプ出来る場所として利用したいというものでございます。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

申請地は1番の案件と同様になります。

転用の目的は、キャンプ場でございます。

買受人は、申請地でキャンプ場を開業したいというものでございます。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

位置図は22ページになります。

申請地は、関市板取事務所から南東に500mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑一部雑種地 1筆 962㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、キャンプ場でございます。

買受人は、申請地でキャンプ場を開業したいというもの。

1月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

申請地は3番の案件と同様になります。

転用の目的は、農機具置場でございます。

買受人は、農業経営の基盤を構築するために、申請地を農機具置場として利用したいというもの

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第5号について、番号ごとに採決いたします。
1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第5号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、
賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第5号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見について
を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、下記の農用地利用集積
等促進計画に対する意見を求めるといふものです。

議案は、11ページから13ページになります。

賃貸借権設定の設定に関するものについて、新規が6筆 13,781㎡

使用貸借権設定に関するものについて、新規が51筆 55,634㎡

合計 57筆 69,415㎡でございます。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社他でございます。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第7号 非農地判断についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

下記の土地を非農地として判断することについて、審議を求めるというものです。

議案は14ページ、位置図は23ページになります。

非農地判断につきましては、登記地目が農地でありながら、すでに山林化しているため、農地台帳から除外するというものになります。

対象地は武芸川地区 1筆 145㎡

以上、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

1番の案件につきまして、本日欠席されました田下委員より、特に意見はないと伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第7号について、採決いたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決しました。

続いて、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は、15ページから21ページになります。

届出地は、武芸川地区、広見地区の合計26筆 40,456㎡

合意解約成立日は、令和6年12月30日です。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和7年3月7日（金）午前9時30分より

関市役所 6階 大会議室にて予定しております。

また、来年度の総会日程表を本日お配りさせていただきましたので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

8月につきましては、総会后、利用状況調査に向けた、合同会議を予定しておりますのでお願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、山田職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

5 番

⑩

9 番

⑩